

## 石巻市広告付き窓口番号案内システム等無償提供者募集事業プロポーザル評価基準

### 1 基本的な考え方

提案者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、企画提案面の観点で評価する。選定事業者の決定にあたっては、企画提案内容の評価を合算し、総合評価点の高い事業者をもって選定事業者とする。

なお、評価は「石巻市広告付き窓口番号案内システム等無償提供者募集事業プロポーザル選定委員会」により行う。

### 2 評価の方法及び選定事業者の決定方法

- (1) 「企画提案」の評価点（以下「提案評価点」という）を700点満点とする。なお、提案評価点の満点（700点）の6割以上の点（420点）を最低基準とする。
- (2) 「提案評価点」の合計点数が最も高い者を選定事業者とする。ただし、「提案評価点」が最低基準点数に満たない場合は失格とする。
- (3) 「提案評価点」の算出方法

ア 「別紙 石巻市広告付き窓口番号案内システム等無償提供者募集事業プロポーザル評価表」に基づき、配点は次のとおりとする。

提案の評価	配 点	
	10点	5点
非常に優れた提案	10点	5点
優れた提案	8点	4点
標準的な提案	6点	3点
やや低い水準の提案	4点	2点
低い水準の提案	2点	1点
仕様を満たしていない	0点	0点

イ 提案書の項目ごとに各委員のつけた評価の合計を計算する。

### 3 提案評価点と同点となった場合の措置

評価点について、最上位の者が複数となった場合は、評価項目の「広告放映料の提案額」の点数が高い者を選定事業者として選定することとし、「広告放映料の提案額」の点数も同点である場合は、くじ引きにより選定事業者を選定することとする。

### 4 提案評価点が基準点に満たない場合の措置

全申込者の採点結果（合計点）が、基準点（420点）に満たない場合は、選定事業者として選定しないこととし、後日、改めて、全申込者に再提案させ、審査を行うこととする。

### 5 応募者が1者の場合の取扱い

応募者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点（420点）を満たすときは、当該応募者を選定事業者として選定する。

別 紙

石巻市広告付き窓口番号案内システム等無償提供者募集事業プロポーザル評価表

No.	審査項目	評価基準		配点
1	業務遂行能力	ア	同種の業務実績が優良であるか。	5点
		イ	保守・定期点検等の体制は十分か。	5点
		ウ	故障時等に緊急対応できる体制は整っているか。	5点
2	設置予定機器の仕様	ア	設置予定の機器は仕様書に示された仕様を満たしているか	5点
		イ	システムの機器操作、画面表示など市民の使いやすいものであるか。	10点
		ウ	機器操作、設定変更など職員が容易にできるものであり、かつ、事務効率化に寄与するものであるか。	5点
		エ	落下、転倒等の安全対策に配慮しているか。	5点
3	行政・広告情報	ア	行政情報と広告の作成・放映方法	10点
		イ	安定的に広告主を確保することができるか。また、地元企業を考慮しているか。	5点
		ウ	広告内容を審査する体制は整っているか。	5点
4	事業者提案	ア	仕様書中の機能等に定めのない事項について、より良い市民サービスにつながる有益な機能の提案があるか。	10点
5	広告放映料の提案額	ア	最高提案額を30点満点とし、それ未満の提案額については、次の算定式により、小数点以下第2位を四捨五入して採点する。 $\text{広告放映料評価点数} = 30 \text{点} \times \frac{\text{提案額}}{\text{最高提案額}}$	30点
	合計			100点